

理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準

(評議員の報酬等の基準)

第1条 評議員の報酬については、評議員会の出席等評議員の地位にあたることによってのみ支給しない。

(評議員の費用の弁済等)

第2条 評議員には、費用を弁済することができる。

(役員報酬等の基準)

第3条 理事及び監事の報酬については、理事会等の出席等理事及び監事の地位にあることによってのみ支給しない。

(役員費用の弁済等)

第4条 役員には、費用を弁済することができる。